

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年10月12日

【会社名】 ミツミ電機株式会社

【英訳名】 MITSUMI ELECTRIC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森 部 茂

【本店の所在の場所】 東京都多摩市鶴牧二丁目11番地 2

【電話番号】 042(310)5333(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部部长 日 野 雄 二

【最寄りの連絡場所】 東京都多摩市鶴牧二丁目11番地 2

【電話番号】 042(310)5333(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部部长 日 野 雄 二

【縦覧に供する場所】 ミツミ電機株式会社 関西支店
(大阪市北区芝田二丁目 8 番15号(北梅田ビル))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成27年12月21日開催の取締役会において、ミネベア株式会社(以下「ミネベア」といい、当社と総称して「両社」といいます。)との間で株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを含む両社の経営統合(以下「本経営統合」といいます。)に関する基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)の締結を決議し、同日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出し、また、平成28年3月30日開催の取締役会において、本経営統合に関して、ミネベアとの間で経営統合契約(以下「本経営統合契約」といいます。)及び本株式交換に係る株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)の締結を決議し、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、同日付で、臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。

今般、当社は、平成28年10月12日付で、本株式交換の効力発生日を平成29年3月17日から平成29年1月27日に変更(以下「本変更」といいます。)することについてミネベアとの間で合意に達し、同日付の両社の取締役会において決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

・本経営統合についての事項

(2) 本経営統合の概要

本経営統合のスケジュール(予定)

・本株式交換についての事項

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

その他の株式交換契約の内容

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

上場廃止となる見込み及びその事由

3【訂正箇所】

訂正箇所は、(下線)を付して表示しております。

(訂正前)

・本経営統合についての事項

(2) 本経営統合の概要

本経営統合のスケジュール(予定)

本基本合意書の締結(両社)	2015年12月21日
本経営統合契約及び本株式交換契約締結の取締役会決議(両社)	2016年3月30日(本日)
本経営統合契約及び本株式交換契約の締結(両社)	2016年3月30日(本日)
臨時株主総会に係る基準日の公告日(当社)	2016年9月(予定)
臨時株主総会に係る基準日(当社)	2016年9月(予定)
本株式交換契約承認臨時株主総会(当社)	2016年12月27日(予定)
上場廃止日(当社)	2017年3月14日(予定)
本株式交換の効力発生日	2017年3月17日(予定)

(後略)

・本株式交換についての事項

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

ミネベアを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

本株式交換は、ミネベアにおいては、会社法796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続によりミネベアの株主総会による承認を受けずに行われる予定であり、当社における、2016年12月27日開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、2017年3月17日を効力発生日として行われる予定であります。

その他の株式交換契約の内容

その他の本株式交換契約の内容は別添「株式交換契約書(写)」をご参照下さい。

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換の結果、本株式交換の効力発生日である2017年3月17日をもって、ミネベアは当社の発行済株式の全部を取得する予定です。それに先立ち、当社の普通株式は、東京証券取引所市場第一部の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て2017年3月14日に上場廃止(最終売買日は2017年3月13日)となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所市場第一部において当社の普通株式を取引することはできなくなりますが、当社の株主の皆様(ただし、ミネベアを除きます。)には、本株式交換契約に従い、上記「(3)本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容」の「本株式交換に係る割当ての内容」に記載のとおり、ミネベアの普通株式が割り当てられます。本株式交換により当社の株主の皆様(ただし、ミネベアを除きます。)に割り当てられるミネベアの普通株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も、東京証券取引所市場第一部において取引が可能であることから、本株式交換によりミネベアの単元株式数である100株以上のミネベアの普通株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えております。

一方、100株未満のミネベアの普通株式の割当てを受ける当社の株主の皆様においては、本株式交換によりミネベアの単元未満株主となります。単元未満株式については、東京証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、かかる単元未満株式を保有することとなる株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取・買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記「(3)本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容」の「本株式交換に係る割当ての内容」の「(3)単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「(3)本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容」の「本株式交換に係る割当ての内容」の「(4)1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2017年3月13日(予定)までは、東京証券取引所市場第一部において、その保有する当社の普通株式を従来どおり取引することができます。

(訂正後)

・本経営統合についての事項

(2) 本経営統合の概要

本経営統合のスケジュール(予定)

本基本合意書の締結(両社)	2015年12月21日
本経営統合契約及び本株式交換契約締結の取締役会決議(両社)	2016年3月30日
本経営統合契約及び本株式交換契約の締結(両社)	2016年3月30日
臨時株主総会に係る基準日の公告日(当社)	2016年9月12日
臨時株主総会に係る基準日(当社)	2016年9月30日
本経営統合契約及び本株式交換契約の修正覚書締結の取締役会決議(両社)	2016年10月12日(本日)
本経営統合契約及び本株式交換契約の修正覚書の締結(両社)	2016年10月12日(本日)
本株式交換契約承認臨時株主総会(当社)	2016年12月27日(予定)
上場廃止日(当社)	2017年1月24日(予定)
本株式交換の効力発生日	2017年1月27日(予定)

(後略)

・本株式交換についての事項

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

ミネベアを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

本株式交換は、ミネベアにおいては、会社法796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続によりミネベアの株主総会による承認を受けずに行われる予定であり、当社における、2016年12月27日開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、2017年1月27日を効力発生日として行われる予定であります。

その他の株式交換契約の内容

その他の本株式交換契約の内容は別添「株式交換契約書(写)」をご参照下さい。

なお、本変更については、当社とミネベアとの間で本株式交換契約の内容を変更する覚書を締結いたしました。当該覚書の内容は別添3「株式交換契約に関する覚書(写)」をご参照下さい。

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換の結果、本株式交換の効力発生日である2017年1月27日をもって、ミネベアは当社の発行済株式の全部を取得する予定です。それに先立ち、当社の普通株式は、東京証券取引所市場第一部の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て2017年1月24日に上場廃止（最終売買日は2017年1月23日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所市場第一部において当社の普通株式を取引することはできなくなりますが、当社の株主の皆様（ただし、ミネベアを除きます。）には、本株式交換契約に従い、上記「(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容」の「 本株式交換に係る割当ての内容」に記載のとおり、ミネベアの普通株式が割り当てられます。本株式交換により当社の株主の皆様（ただし、ミネベアを除きます。）に割り当てられるミネベアの普通株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も、東京証券取引所市場第一部において取引が可能であることから、本株式交換によりミネベアの単元株式数である100株以上のミネベアの普通株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えております。

一方、100株未満のミネベアの普通株式の割当てを受ける当社の株主の皆様においては、本株式交換によりミネベアの単元未満株主となります。単元未満株式については、東京証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、かかる単元未満株式を保有することとなる株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取・買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記「(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容」の「 本株式交換に係る割当ての内容」の「(3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容」の「 本株式交換に係る割当ての内容」の「(4) 1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2017年1月23日（予定）までは、東京証券取引所市場第一部において、その保有する当社の普通株式を従来どおり取引することができます。

株式交換契約に関する覚書（写）

ミネベア株式会社（以下、「甲」という。）及びミツミ電機株式会社（以下、「乙」という。）は、甲及び乙の間で締結した平成28年3月30日付株式交換契約（以下、「原契約」という。）について、以下のとおり覚書（以下、「本覚書」という。）を締結する。なお、本覚書における用語の定義は、本覚書に定めのある場合を除き、原契約の定めに従うものとする。

第1条（本効力発生日の変更）

甲及び乙は、原契約第5条但書の規定に基づき、本効力発生日を平成29年1月27日に変更することに合意する。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第2条（原契約別紙2の変更）

甲及び乙は、原契約別紙2の1.(6)（ロ）を、本覚書別紙のとおりに変更することに合意する。

第3条（規定外事項）

本覚書に定めのない事項については、原契約の定めに従うものとする。

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年10月12日

甲 長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106-73
ミネベア株式会社
代表取締役 社長執行役員 貝沼 由久

乙 東京都多摩市鶴牧二丁目11番地2
ミツミ電機株式会社
代表取締役社長 森部 茂

別紙

原契約別紙2の1.(6)(ロ)を、下記のとおり変更する。

「(ロ)2020年8月3日(但し、同日を除く。)までは、本新株予約権付社債権者は、

2016年12月31日に終了する四半期に関しては、当該四半期の最後の取引日(承継前新株予約権付社債の要項に定義する。以下、本において同じ。)に終了する20連続取引日において、ミツミ電機株式会社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある承継前新株予約権付社債の転換価額の130%を超えた場合(主支払・新株予約権行使請求受付代理人によって決定され、かかる決定は本新株予約権付社債権者に通知される。)

2017年1月1日以降(同日を含む。)に開始する四半期に関しては、ある四半期の最後の取引日(疑義を避けるために明記すると、本新株予約権付社債の要項に定義するものをいう。以下、本において同じ。)に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある本新株予約権付社債の転換価額の130%を超えた場合(主支払・新株予約権行使請求受付代理人によって決定され、かかる決定は本新株予約権付社債権者に通知される。)

上記の場合に限って、翌四半期の初日(但し、2017年1月1日に開始する四半期に関しては、2017年1月27日(又はミネベア株式会社及びミツミ電機株式会社とが別途合意する日))から末日(但し、2020年7月1日に開始する四半期に関しては、2020年8月2日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下、及びの期間は適用されない。

(i)株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(以下、別紙2において、「JCR」という。)による当社の長期発行体格付がBBB-以下である期間、(ii)JCRにより当社の長期発行体格付がなされなくなった期間、又は(iii)JCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間

当社が、下記2.(4)(ロ)乃至(へ)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、下記2.(4)(ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

当社が組織再編等を行うにあたり、上記(5)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行う義務が生じた日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

なお、本(ロ)において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。」

以上